

第46回香川県環境影響評価技術審査会 会議録

- 1 日時 令和8年5月19日(火) 13時30分～15時23分
- 2 場所 香川県庁北館3階301会議室(香川県高松市番町四丁目1番10号)
- 3 出席委員 7名
- 4 欠席委員 2名
- 5 その他の出席者
 - ・事務局
香川県環境森林部環境政策課 3名
 - ・事業者
〔議題2〕
高松市環境局環境施設対策課 4名
パシフィックコンサルタンツ株式会社 4名
- 6 議題
 - (1) 香川県環境影響評価条例の一部改正について(報告)
 - (2) 高松市次期ごみ処理施設整備について
(香川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価準備書)
- 7 議事の経過
別紙のとおり

(別紙) 議事の経過

事務局	<p>ただ今から、第46回香川県環境影響評価技術審査会を開催する。 本日の出席状況について報告する。 本日はご都合により、2名がご欠席である。 なお、本審査会の出席者数は、9名中7名で、香川県環境影響評価技術審査会運営規程に定める「委員の2分の1以上の出席」の要件を満たしているので、本日の審査会は成立していることを報告する。 それでは、審査会運営規程第2条第1項の規定により、会長が議長となって議事を進行していただく。</p>
委員	<p>委員の皆様方には、御多忙のところお集まりいただき、感謝申し上げます。 今回は、香川県環境影響評価条例の一部改正に関する報告と、「高松市次期ごみ処理施設整備」の環境影響評価準備書について、審議を進めたいと考えている。 では、議事を進める。議題1の香川県環境影響評価条例の一部改正に関する報告について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料1)について説明)</p>
委員	<p>それでは、説明のあった内容について質問や意見はあるか。 (質問・意見なし) 次に、議題2に入る前に、2点、審査会にお諮りしたいことがある。 まず1点目は、重要な種に関する審査会の非公開についてである。 高松市次期ごみ処理施設に関する環境影響評価準備書においては、植物と動物の調査の結果、それぞれ重要な種が確認されている。環境影響評価準備書には、重要な種の保全の観点から、確認位置等は掲載していないが、本審査会としては、確認位置等も含めて報告を受けたいと考えている。このため、植物と動物の重要な種に関する確認位置等の説明は切り離して最後にまとめて行い、その際、重要な種の保全の観点から、審査会は非公開とすることよろしいか。 (委員了承) 次に2点目は、事業者の会議への出席についてである。 高松市のほか、環境影響評価準備書の作成に関わるパシフィックコンサルタンツ株式会社の会議への出席について、「香川県環境影響評価技術審査会運営規程」に従い、審査会にお諮りする。 高松市ほかの会議への出席を許可してよろしいか。 (委員了承) それでは入室を許可する。 (事業者入室) 議題2の高松市次期ごみ処理施設整備について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料2)について説明) (資料3)については、事業者から説明をお願いします。</p>
事業者	<p>(資料3)について説明)</p>
事務局	<p>では、(資料4)に基づいて、本件に関する答申案をご説明する。 (資料4)について説明)</p>
委員	<p>それでは、説明のあった内容のうち、(資料2)と(資料3)について質問や意見はあるか。 なお、植物と動物の重要な種に関する確認位置等については、後程説明があるので、それ以外に関するものでお願いしたい。</p>
委員	<p>(資料3-2)の図1の水色の場所は、雨水を入れるところか。恒久的に存在する池なのか。</p>
事業者	<p>雨水調整池である。現在も存在しているが、焼却施設を新設するにあたって、少し拡張するための改修工事を行う予定である。</p>
委員	<p>(資料3-2)の図1では、「ループしおのえ」と記載されているが、図2では「健康増進温浴施設」と記載されている。正式名称で統一した方が良いのではないか。</p>
事業者	<p>承知した。</p>
委員	<p>(資料3-3)について、ギンランは8株ほどの移植を考えているとのことだったが、そのほかの重要な種についてはどのように考えているのか。</p>
事業者	<p>ギンランについては、生育している全ての株である8株を移植する予定である。 アケボノシュスランについては、100株以上が生育しており、できるだけ多く移植する予定であ</p>

	<p>る。</p> <p>イヌタヌキモは50株程度が生育しており、こちらもできるだけ多く移植する予定である。</p> <p>セトウチサンショウウオ、ヒメタイコウチ、ミナミメダカについては、できるだけ全て移植する予定である。移植の際には、たくさんの人で取り組む予定であるが、動物なので確実に全個体を移植することは難しいと考えている。</p> <p>セトウチサンショウウオについては、卵のうちも含めて回収して移植する。</p> <p>ヒメタイコウチは、夜行性で土の上になかなか出て来ない生き物であるため、夜間の調査やトラップを用いた採取により、できれば100個体程度は採取して移植したいと考えている。</p> <p>ミナミメダカについては、調査の際には5個体しか確認できなかった。生息している池の水を抜いて、なるべく多くの個体を採取して移植したいと考えている。</p>
委員	資料3-3に記載のとおり、種によってはそれぞれ2回の移植を考えているということが良いか。
事業者	そのとおりである。
委員	雨水を溜める池があるということだが、現状はどのような放水経路となっているのか。
事業者	敷地内に降った雨をそのまま流すのではなく、この雨水調整池で土砂を堆積させ、濁りのない上澄みを下流の河川に流すものである。
委員	川はどのような川か。放水経路は、現状から変更はあるのか。
事業者	周辺には大きな川はないが、最終的には綾川水系に流入する。放水経路は現状と同じである。
委員	施設が大きくなることで、下水道に流す汚水の量が増えると思われるが、現状の下水道の容量で対応できるのか。
事業者	現状の下水管で対応可能であり、下水管を更新する予定はない。
委員	煙源の排ガス濃度に関する仮定やその設定根拠を教えてください。
事業者	準備書p.33に記載している。法規制基準値と現有施設の公害防止基準の両方を満たす数字を、新施設の公害防止基準として設定した。さらに、塩化水素については、現有施設より厳しい基準値を設定した。
委員	この基準値を遵守できるスペックの施設や技術を導入するのか。
事業者	今回採用する炉は、全国的に採用事例が多く、排ガス処理の技術についても、基準値を遵守できるものを採用する予定である。
委員	計画地における逆転層等の気象条件は考慮したのか。
事業者	計画地における上層気象の観測結果を予測条件に反映させている。
委員	準備書について説明会を2回開催しているが、どれくらいの方が参加されたのか。住民からの意見の提出が無かったとのことだが、説明会ではどのような質疑や意見がなされたのかを知りたい。
事業者	1回目は27人、2回目は5人であった。
委員	説明会での質疑や意見をまとめていただくことは可能か。
事務局	可能である。次回の審査会でご説明する。
委員	資料3のNo.3で、騒音が59.9デシベルであれば60デシベル以下ということになるが、有効数字の考え方を教えてください。また、予測値であるので、前提条件によって変わり得ると思うが、どのように考えているのか。
事業者	評価については、四捨五入して整数値で取り扱うことが一般的である。
委員	60デシベルを下回っていないが、問題ないか。
事業者	評価値である60デシベルと同値であれば問題ないとする。
委員	では次に、資料4の答申案について質問や意見はあるか。
	まず、私の方から、資料4の3について、「対象事業実施区域周辺の住民、事業者並びに高松市、綾川町及び香川県」とあるが、今回、高松市と綾川町からは意見がなかったということが良いか。
事務局	いずれも「意見はありません」との回答があった。
委員	5に「継続してウェブサイトへの掲載等により公表するよう努めること」とあるが、希望として何年というものはあるか。

事務局	何年かという具体的なものはないが、施設が存続する限り、ということは想定される。あくまで事業者の自主的な判断となる。
委員	6（1）の 대기環境について、「常に気象条件に注意し」とあるが、塩化水素濃度が超過する特殊な条件はないか。「常に気象条件に注意し」という表現は、かなり一般的であり、そのような条件があるのであれば、答申に具体的に記載することが考えられる。
事業者	塩化水素濃度が超過する気象条件は、今回の場合、強風である。 今回、1年間の気象を観測したが、1年間で一度も観測されなかったような強風が現れた場合に、敷地内ではあるが、塩化水素濃度が超過する地点が現れるという予測結果となった。 このため、環境保全措置として、そのような強風が発生しそうな場合は、塩化水素濃度の濃度を低下させる運転管理を行う。
委員	風向は関係しないのか。
事業者	風向を限定せず、風速によって予測・評価を行っており、保全措置としても風向を限定せず、風速としている。
委員	6（5）について、温室効果ガスは全体としては減ることになるのか。
事業者	温室効果ガスの発生量の推計は、現有施設の実績と新施設の推計値を比較し、それぞれごみの焼却等による温室効果ガスの発生量と、発電等による削減量を算出している。 発電等による削減量を考慮すると、新施設の温室効果ガスの発生量は減少するが、ごみの焼却等による温室効果ガスの発生量だけと比較すると、新施設の温室効果ガスの発生量は増加する。 ただし、ごみの焼却等による温室効果ガスの発生量は、現有施設は実績値であるのに対し、新施設は災害廃棄物を含めた処理能力最大値としているため、新施設の方が多くなっている。このため、新施設も平常時であれば温室効果ガスの発生量は、準備書に記載した数値より減少することとなる。
委員	資料3のNo.3で、騒音について触れたが、答申において騒音を入れる必要はないか。
事務局	環境保全目標値以下であるため、記載していない。全般的事項の記載に含まれると考えている。
委員	では、植物と動物の重要な種に関する確認位置等の説明に移る。ここからの内容は非公開とする。 (非公開)
委員	ご意見・ご質問がある程度出尽くしたようなので、これで議論を終了する。 本日の議題は以上だが、事務局から連絡事項はあるか。
事務局	(会議録の作成及びホームページへの掲載等について説明)
委員	他に意見がなければ、本日の議事はこれで終了する。長時間のご審議に感謝する。